

議案第136号

川崎シンフォニーホールの指定管理者の指定期間の変更について

川崎シンフォニーホールの指定管理者の指定期間（平成19年3月15日議決）を次のとおり変更する。

平成23年 9 月 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

現行の指定期間「平成20年4月1日から平成25年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成27年3月31日まで」に変更する。

参考資料

- 1 現行の指定管理者の指定期間について（平成19年2月14日提出・平成19年3月15日議決）

管理を行わせる公の施設の名称及び所在地	名 称 川崎シンフォニーホール 所在地 川崎市幸区大宮町1310番地
指定管理者となる団体	住 所 川崎市川崎区駅前本町12番地1 名 称 川崎市文化財団グループ 代表者 財団法人 川崎市文化財団 理事長 寺尾 嘉剛 構成員 株式会社シグマコミュニケーションズ 代表取締役社長 布沢 保孝 構成員 サントリーパブリシティサービス株式会社 代表取締役 勝田 哲司
現行の指定期間	平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

- 2 川崎シンフォニーホールの指定管理者の指定期間の変更について

現行の指定期間「平成20年4月1日から平成25年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成27年3月31日まで」に変更する。

- 3 変更理由

平成23年3月11日の東日本大震災の影響により、川崎シンフォニーホール内の音楽ホール（以下「ホール」という。）の天井仕上げ材及び軽量鉄骨天井下地等が落下したことから、復旧については平成24年度末を目途に

進めており、復旧後のホールの予約や再開事業の企画・調整等を円滑に進め、市民サービスの安定的・継続的な提供や、効率的・効果的な施設の管理運営を行うため、指定管理者の現行の指定期間を2年延長するものである。